

令和5年度 長崎県立佐世保東翔高等学校 いじめ防止基本方針(概要)

1 令和5年度教育重点目標

支え合う集団を作り、校内外で主体的な行動を促し、ひとりだちさせる。

2 目的

長崎県いじめ防止基本方針に基づき、校内の指導体制を確立し、家庭・地域との連携を強化することにより、いじめを生まない学校づくりを実現する。

3 いじめへの基本的な対応

- (1) 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒（関係生徒）の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。
- (2) 「いじめ不登校対策部会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制に取り組む。
- (3) いじめられた生徒及び関係生徒等から事実関係の聴取を行い、家庭訪問等により確実な情報を保護者へ伝える。様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応やいじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなど、被害生徒及びその保護者への支援を行う。また、状況に応じて、心理・福祉等の外部専門機関の協力を得る。
- (4) いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、再発の防止に努める。
- (5) いじめた生徒に関しては、状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮を行うとともに、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- (6) 「いじめの解消」については、継続的な状況を踏まえ、組織的に判断する。また、解消した状況にあっても再発する可能性があることから、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に観察する。

4 組織

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を講じるために長崎県立佐世保東翔高等学校いじめ不登校対策部会（以下、部会）を設置する。

- (1) 部会は校長、教頭、カウンセラー、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、教務主任、特別支援コーディネーター、当該学年主任及び担任で構成する。また、必要に応じて外部専門家及び地域関係者を招集し、いじめ不登校対策委員会を実施する。
- (2) 委員長は、校長とする。
- (3) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- (4) いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導を「いじめ不登校対策部会」を中心として行う。また、職務別ポイントを示して教職員全員で対応する。

5 その他

- (1) 本校の教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (2) 教職員間におけるいじめの定義について、共通理解を図る。